平成２７年（フ）第４５０９号
大阪市都島区大東町３丁目10番11―204号
債務者　知倉　愛理（旧姓西野）
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５１７号
大阪府東大阪市今米１丁目14番12―503号
後谷方
債務者　佐々木由美（旧姓後谷）
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５５３号
大阪府吹田市千里山西６丁目62番Ｂ―103号、前住所大阪府豊中市向丘２丁目10番７―403号
債務者　田村　美保
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８３８号
大阪府八尾市南太子堂４丁目５番18―201号
債務者　丸山　麻衣
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９５９号
大阪市住之江区北島３丁目15番23号　グランソレイユ　102
債務者　金森　英司
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９９０号
大阪府八尾市恩智南町２丁目136番地
ビューハイム茶の木107号
債務者　島袋　香織
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５００７号
大阪市此花区北港白津２丁目１番56号、前住所大阪市中央区高津２丁目４番21―415号
マッセ高津レジデンス
債務者　山本　　学
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９４９号
堺市北区百舌鳥陵南町２丁608番地　シャルマン101号
債務者　橘　　勇太
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９９７号
堺市堺区少林寺町西４丁２番９号
債務者　藤波　勝善
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１００２号
堺市堺区海山町１丁７番地２　1009号
債務者　中野　尚美
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１００８号
堺市北区東雲東町２丁２番２―1107号、前住所堺市北区長曽根町1896番地９
債務者　稲田浩太郎
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０５１号
堺市東区南野田145番地４　雇用促進住宅２棟408号
債務者　佐藤　秀子
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４１号
香川県三豊市山本町辻311番地３
債務者　原　美知江
1　決定年月日時　平成27年12月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第１７０６号
福岡県糟屋郡粕屋町原町４丁目６番16号
債務者　坂口　和則
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６７号
福岡県柳川市大和町鷹ノ尾1071番地９
債務者　妻夫木竜二
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第６８号
福岡県三潴郡大木町大字前牟田779番地１
債務者　廣重　和己
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第１６５号
北海道帯広市緑ケ丘３条通５丁目17番地　レオパレスグリーンヒル203号
債務者　宗像　啓行
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係